

令和5年度 第5回 鈴鹿市男女共同参画審議会 議事録

日 時：令和6年2月13日（火）14：00～15：00
場 所：鈴鹿市男女共同参画センター（ジェフリーすずか）ホール

出席委員：7名（藤原芳朗、長谷川玲子、松本周一、
内納洋幸、岡本綾、市川春美、秋葉美香）

事務局：地域振興部長、地域振興部次長、男女共同参画課長、職員2名

傍 聴：なし

内 容：下記のとおり

（事務局）

令和5年度 第5回 鈴鹿市 男女共同参画審議会を開催。

委員総数8人中、7名の出席、鈴鹿市男女共同参画審議会規則 第4条第2項により、本審議会は成立。また、本日の傍聴人は0人。本審議会は、鈴鹿市情報公開条例 第37条及び審議会等の会議の公開に関する指針に基づき公開、会議資料、議事内容についても、鈴鹿市のホームページにて公開。

本審議会は、鈴鹿市男女共同参画推進条例第13条に基づき設置しており、本日は、第3次鈴鹿市男女共同参画基本計画（案）について、審議をお願いする。

資料の確認

「事項書」、「市議会全員協議会 基本計画（案）への意見等とその対応」、「第3次鈴鹿市男女共同参画基本計画（案）に対する意見公募（パブリックコメント）実施結果について」、「第3次鈴鹿市男女共同参画基本計画（案）のパブコメ後の修正版」

本日の進行は、パブリックコメントを受けて基本計画を修正した部分を、事務局修正案として前方のスクリーンに映し出しながら進める。

ここから議事進行を藤原会長にお願いしたい。

事項1 第3次鈴鹿市男女共同参画基本計画（案）に対する意見公募（パブリックコメント）等実施結果について

（藤原会長）

それでは、基本計画（案）に対するパブリックコメント等の実施結果及びその対応について、事務局から説明をお願いする。

(事務局)

まず、基本計画（案）について、前回からの経緯について、

- ・令和5年9月27日に第4回鈴鹿市男女共同参画審議会
- ・令和5年10月16日 鈴鹿市議会全員協議会
- ・令和5年11月21～12月21日 意見公募（パブリックコメント）実施と進めてきた。

資料「市議会全員協議会（令和5年10月16日(月))基本計画（案）への意見等とその対応」について、4名の議員から4件の意見があった。

このうち、No. 1、3、4の3件の意見には当日回答し、修正は行わない予定であったが、No. 1の花のイラストの掲載は、検討の結果、各章のトップページに掲載していたサツキのイラストは削除し5ページのミモザのみ残し、国際女性デーのシンボルマークであることを周知する説明文を追記する。

また、後日回答としたNo.2の『「固定的な性別役割分担意識の解消」とあるが、市民の意識、内面を解消させるという考えは憲法違反ではないか。』との意見に対しては、本計画では、固定的な性別役割分担意識をなくし、一人一人の多様な生き方を認め合う社会を実現しようとするものであり、強制や規制しようとするものでないことから、憲法違反ではないと解釈している旨を説明する。また、国の第5次男女共同参画基本計画や三重県の第3次三重県男女共同参画基本計画の中でも用いられている表記で、他市の現行計画内にも多く使われていることから、一般的な概念として使用されるものであると判断し、本計画でも使用している旨を併せて説明する。

続いて、「第3次鈴鹿市男女共同参画基本計画（案）に対する意見公募（パブリックコメント）実施結果について」。

1ヶ月意見公募期間を設けたところ4人から41件の御意見があった。意見数41件の内、修正等の対応を行う12件は薄い黄色で色付けをしており、右側の「考え方（案）」のとおり基本計画（案）を修正する。

以下、修正箇所の説明。

意見No.2は、法律の正式名称の記載漏れ。

意見No.3は、年表記載の誤記や表記の統一に関する意見で、修正および適宜加除する。

意見No.7は、「就労」「教育」という表現が「労働の場」もしくは「働く場」、「教育の場」が適切ではないかという意見。施策の名称については、「～の場」とする限定的な表現ではなく、広義的な意味で「就労の分野」、「教育

の分野」を指しており、重点課題Ⅱの見出しが「あらゆる’分野’における男女共同参画の推進」としているため、そこに係るものとして表記している旨を説明し、修正しない。しかし、「課題Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進 (1) 意思決定の場における男女共同参画」については、鈴鹿市男女共同参画推進条例第9条に合わせて「政策・方針決定過程における男女共同参画」という表現に修正する。

意見 No. 3 について、P. 20 の 課題Ⅱの説明書きの文章で、「災害時に備え平時からの地域の自助力・共助力の重要性や、防災分野での女性参画の必要性が唱えられてきています。」という箇所を「災害時に備え平時からの地域の共助力の重要性が唱えられていることから、防災分野での女性の参画が必要です。」とした方が、男女共同参画の視点を持った表現となるとの意見であり、防災分野での女性の参画が必要であることを明確にするため、意見を踏まえて修正する。

意見 No. 16 は、担当課の並び順の修正に関する意見で、行政組織・機構順に変更する。

意見 No. 18 は、P. 23 の施策 (3)、単位施策 1、男女共同参画の視点に立った「自助」「共助」のまちづくりとしている表記について、男女共同参画の視点に立った「自助」のまちづくりとは何を言うのか、また、男女共同参画社会の実現に関しては「公助」が不可欠である。との意見であり、市民個人や家族単位で、男女共同参画の視点を持ってまちづくりに参加するといった意味である旨を説明し、また、文中に「公助」を加筆する。

意見 No. 23 は、P. 24 の施策 (5)、単位施策 3 についての意見。「メディア・リテラシーの向上」と「男女共同参画」との位置付けが不明であり、第1次基本計画では、「個人の意識に大きな影響力を持つメディアにおいて、暴力的な表現や性の商品化など、女性の人権を侵害しているケースが多く見受けられます。市民がメディア情報を主体的に選択し、読み解く能力を高める学習の機会を提供するとともに、メディア側の自主的な配慮を促すような取組も必要です。」と、記されていたというものであり、意見を踏まえ、冒頭に追記する。また、啓発活動や学習会の充実は、子どもだけでなく大人にも広げてもらいたいとのことであり、メディア・リテラシーの向上については、課題Ⅰの幅広く市民への啓発活動を行う取組の中でも取り入れていく旨を説明します。

意見 No. 29 は、P. 31 の第 4 章 計画推進のために において、推進体制の一つとして挙げている「男女共同参画センターの活用」の文中に、市民も男女共同参画社会実現に向けて連携して取り組むことが大切と考えるので、登録団体との連携も加えてもらいたいとの意見であり、意見を踏まえて修正する。

意見 No. 30・31 は用語解説の表記を改めるものであり、意見のとおり修正。

意見 No. 33 は、グラフの表記を改めるものであり、意見のとおり修正。

意見 No. 35 は、資料に関連した法律を加えてほしいというものであり、各法律の条文を資料に加えることとする。

以上が修正箇所の説明。

なお、修正は行わないが、第 4 回の審議会でも御意見いただいた内容で、意見 No. 8 において、目標指標が低いのでは、との御意見があった。これについては、令和 2 年度に一度 75% を超えたものの、次の年から再び目標を達成しきれていないこともあり、今後は着実に目標値の達成を目指したいとの考えから、第 2 次の目標値である 75% を前期 4 年間の目標値とし、その目標値に上乗せる形で 76% と設定したと回答する。

回答案にもあるように、4 年後の改定の次期にこういった成果となっているか検証し、改めて目標値の設定を行う。

今後のスケジュールですが、2 月 20 日の行政経営会議で、審議会の協議結果報告及び基本計画（案）の最終審議を諮る予定。また、同日に推進本部会議を開催し、前期実施計画（案）の協議も行う。基本計画の土台に位置する実施計画については、基本計画の策定と同時進行で各部局において事業の精査を行いましたので、来年度の第 1 回目の審議会にて、冊子として完成した前期実施計画を配布いたします。

そして、3 月下旬には、市議会へ全員協議会の一部回答及び基本計画策定の報告を行い、市ウェブサイトにおいて意見公募結果等及び基本計画、実施計画を公表いたしたい。

説明は以上。

(藤原会長)

パブリックコメントを受けての修正について何か御意見・御質問等はあるか。

私から1件。パブリックコメントの意見 No. 18 において、「公助」を加筆するとあるが、鈴鹿市高齢者福祉計画において、「自助・互助・共助・公助」との4つの取組の推進をしているが、地域での活動に対して、「公助」ではなく「互助」を入れるべきでは。そういった部分も含めて、本審議会で議論いただきたい。

(岡本委員)

市議会全員協議会 No. 1 の意見について「思い込みに通じると考える」とあるが、何の思い込みなのか。

(事務局)

その議員の中で、花というのが女性的なイメージがあったようだが、行政側としては性別関わらず優しいイメージとして掲載した旨を当日伝えた。

サツキのイラストは市の花として認知されているとして削除し、国際女性デーのシンボルフラワーであるミモザは周知のために残す。

(市川委員)

41 件の意見の人数は。どれだけの方に関心があるか確認できる。

(事務局)

意見は4名の方からいただいた。

(内納委員)

4名の方の男女比は。

(事務局)

男性1名、女性が3名。

(藤原会長)

その他の計画策定の委員会でも、意見公募された人数は4～5人であった。

(松本委員)

パブリックコメントの意見 No. 23 の回答について。「女性の人権を侵害して

いるケースが見受けられることから・・・」とあるが、必ずしも女性だけではなく、子ども等にも危害が及ぶ場合があるが、女性に特化している理由は。

(事務局)

インターネット等において、女性に対しての被害が多く見受けられることから、この表現にさせていただいている。

(秋葉委員)

基本計画（案）P.23の「自助」「共助」「公助」と並列するのであれば、P.20の文中にある「自助力・共助力」にも、「公助」を加えた方が良いのではないか。

(事務局)

ここでは、防災分野における地域の防災力を高めていくことをうたっているため、この表記のままとする。

ただし、冒頭藤原会長から意見いただいた、地域における男女共同参画の部分においては、行政側の施設や制度の整備にあたる「公助」を記載したい。そこに「互助」を加筆するかどうかについては、事務局で確認し、対応させていただく。

(長谷川委員)

41件出された意見は、前向きに取り組んでいこうとする意見ばかりで、良かったと思う。また専門的な質問もあり計画の内容を深めていただいている。法令を載せてほしいとの意見は、この基本計画を1冊持っていれば国がどのような法令を定めているのか網羅することができる、いい資料になった。

(藤原会長)

用語解説にて「LGBT' Q'」まで掲載しているのもよい。

それでは、事務局は本日いただいた意見で、考慮できる部分是对応をお願いする。なお、最終確認は私に一任いただいてもよろしいか。

<異議なし>

修正がある場合は責任をもって最終確認を行う。

それでは、これをもって、第3次鈴鹿市男女共同参画基本計画（案）に係る最終審議を終了する。熱心な御審議感謝する。

なお、我々の任期は、令和7年3月末までとなっている。令和6年度から新計画が開始するが、実際評価をするのは1年後となるため、来年度は現在

の第2次基本計画の事業に対する評価を皆さんと行う。

(事務局)

今年度は年次報告書及び基本計画策定とタイトなスケジュールにも関わらず御協力いただき感謝申し上げます。

最後に地域振興部長から御挨拶申し上げます。

(地域振興部長)

今年度は、本市の令和4年度の男女共同参画における事業の評価並びに第3次鈴鹿市男女共同参画基本計画の策定に御協力を賜り感謝申し上げます。

第2次鈴鹿市男女共同参画基本計画に基づく取組については、本年度が最終年度となり、8年間の計画期間の総括となる評価を皆様にしていただく。

各事業の指標の達成に向け、各課取組を進めてまいったが、新型コロナウイルス感染症の拡大があり思うように進めることができなかった取組もあった。そういった事業は工夫をして取り組み、委員の皆様には評価をいただいたものもあった。

審議会の中で御意見いただいた内容については、PDCAサイクルの中に取り入れながら改善に努める。本年度の事業についても、内部評価を早急にまとめ、皆様には評価をしていただくよう準備を進めていく。

来年度も引き続き、本市の男女共同参画社会の実現に向けて引き続きお力添えをお願いしたい。

【閉会】